

- (2) 広報部
- (3) 会員情報部
- (4) 会計部
- (5) 人材バンク部

第3章 補 則

(委任)

第5条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則（平成25年5月25日改正）

1. 本規則は、平成26年4月1日より施行する。
2. 経過措置として66期及び67期が入会金を納入した場合は、令和4年度（2022年）までの会費を免除する。
3. 65期以前の会員が入会金を納入した場合は本会入会后、10年目までの会費を免除する。

附 則（平成26年6月14日改正）

本規則は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。

附 則（平成30年6月2日改正）

本規則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則（令和6年6月1日改正）

本規則は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。

附 則（令和8年5月30日改正）

1. 本規則は、令和9年4月1日から施行する。
2. 本規則記載の見直し期間を踏まえた各期の会費納入残期間（過去一度も会費納入をしていない場合）の算出結果は、別表の「いずみ会会費未納者に対応した残期間表」参照の事。